

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等検討部会（第16回）

議事要旨

1 開催日時：令和7年11月27日（木）10：00～12：00

2 開催場所：WEB会議

3 議題

- ・第15回項目・申請方法等検討部会での意見を踏まえた入札参加資格の有効期間の共通化の方針について
- ・建設工事等の入札参加資格に係る変更申請等の共通化について

4 議事概要

- ・事務局から資料1に沿って、第15回項目・申請方法等検討部会での意見を踏まえた入札参加資格の有効期間の共通化の方針について説明。その後、構成員と意見交換を実施。
- ・事務局から資料2に沿って、建設工事等の入札参加資格に係る変更申請等の共通化の考え方を説明。その後、構成員と意見交換を実施。

【意見交換】

○構成員 ●総務省

➤ 入札参加資格の有効期間の共通化について

- 小規模団体を含む全国共通化を進めるにあたり、物品・役務等、建設工事等の有効期間をいずれも2年とすることについて、一定の合理性があるものと理解した。今後の共同受付・審査体制など、業務省力化に向けた共通システムの具体的な検討にあたっては、引き続きこのような場にて議論いただきたい。
- 有効期間を設定しない方向性の提案に対して、事業者の参加意思を確認する必要があるとのご指摘があるが、まさにそのとおりだと考える。一方で、共通システムでのデータ連携の整備が可能であれば、有効期間を長く設定することも可能だと考えるが、この点についてどのようにお考えか。
- 経営事項審査情報については最新のものをデータ連携することが前提となるが、実際

の発注にて適切な履行を確保する観点から、格付けの機会を定期的に確保することが重要と考えている。有効期間や経営状況把握期間の延長によって格付け機会が減少することのないよう、留意する必要があると考えている。

➤ 各申請種別の申請事由について

(別紙１Ｐ７項番49「資本関係」、50「人的関係」の変更に係る申請の種別について)

- 申請項目のうち、「資本関係」、及び「人的関係」については、入札に参加する事業者間において、「資本関係」及び「人的関係」がある場合には入札に参加できないという制限を確認する趣旨で使用しているため、例えば、事業者が代表者を変更したことに伴い資本関係や人的関係が変更した場合、現在の整理だと、「再審査申請」を設定しなければその旨の届け出をすることができないため再度検討いただきたい。
- 「資本関係」、「人的関係」は適正性審査や格付けに使用している情報であるという想定のもと、機械的に「再審査申請」の項目として設定したため、いただいた実務的なご意見を踏まえ再考したい。

(別紙２Ｐ２項番７「建設業許可番号」の変更に係る申請の種別について)

- レアケースだが、入札参加資格の有効期間内に建設業許可が失効した場合、建設業許可番号の変更が生じることとなる。このような場合、厳密に言えば入札参加資格を失うが、本団体では、新たな建設業許可番号を取得後、新規申請ではなく、変更届として受け付けている。
- 他の自治体では、このようなケースが発生した場合、どのように対応しているか。
- 実際に対応を行った事例は承知していないが、建設業許可番号が変更した場合でも、当該事業者の前後の同一性が確認できるのであれば、引き続き名簿に載せる対応とする可能性が高いと思われる。
- 実際に、資格の有効期間内に事業者が建設業許可を失効し、直ちに再取得した事例があった。本団体では、建設業許可が失効した時点で、当該事業者が等級を受けていた全工事業種について軽微な工事へ申請を変更いただき、既存の評点はすべてゼロ点とし、軽微な工事資格に切り換えた。その後、建設業許可を再取得した段階で、建設業許可番号の変更及び再審査依頼の申請を受け付け、再審査を実施し、名簿については同一番号を引き継ぐ形で対応した。

(別紙２Ｐ４項番21「希望する業種」の追加に係る申請の種別について)

- 例えば、事業者が有効期間内中に業種追加を希望する場合、事業者は「再審査申請」をする必要があると認識している。建設工事等の業種には、格付けを行う業種と、格付けを行わない業種が混在する場合があるが、業種追加を希望する場合は「再審査申請」に統一し受け付けることを想定しているか。
- 格付けの有無にまで検討が及んでいなかったが、業種ごとに「再審査申請」と「変更申請」の種別が異なると、事業者にとってわかりづらくなることが懸念されることから、業種追加に係る申請については、「再審査申請」に統一する形が適当と考えるが、この点について、御意見をいただきたい。
- 業種追加に係る申請を、業種ごとに申請種別を分けて受け付けることは、現実的ではないと考える。なお、本団体では、業種追加の届け出があった場合、「再審査申請」のように一定の受付期間と締め切りを設け、翌月１日に一括認定する体制をとっており、業種の格付けの有無にかかわらず「再審査申請」に統一することについては、実務上も特段の支障はないと考える。
- 「再審査申請」は物品・役務等の資格においても同様という話であったが、格付けが行われる場合のみ、「再審査申請」で統一して受け付ける理解でよいのか。
- 「再審査申請」は、各等級の変更を有効期間中に認めるための申請であり、物品・役務等の営業品目の追加申請については、格付けを実施していない前提とすれば、「再審査申請」として受け付ける必要はないものと考えられる。一方、建設工事等の業種追加に係る申請については、格付けを行う業種と行わない業種が混在することを前提とすると、「再審査申請」として受け付けることが適当ではないかと考えている。

要するに、格付けを行う資格であれば「再審査申請」とし、格付けを行わない資格であれば「変更申請」とする運用が考えられる。
- 格付けの有無によって業種追加に係る申請種別を振り分けるとなると、同じ業種追加に係るバッチ処理を、建設工事等及び物品・役務等のシステム単位、さらに業種単位で異なるタイミングで実施することとなり、イメージがつかない。対応が可能か否かについて、技術的な観点から検討する必要があると考える。
- 格付けの有無によって業種追加に係る申請種別を振り分けるとした場合、事業者は、各自治体の業種の格付け状況を１つずつ確認し、その結果に応じて自治体ごとに申請種

別を選択する必要があると想定されるが、この対応は非常に煩雑であり、事業者にとって負担が大きいと考えられる。そのため、運用のわかりやすさや事業者の利便性を確保するため、業種追加に係る申請については、格付けの有無にかかわらず統一することが望ましいと考える。

- 本団体では、原則、有効期間中は格付けを変更しない方針であるが、業種の追加を「再審査申請」で受け付ける場合には、本団体においても、システム上、「再審査申請」を設ける必要があると考えられる。この場合、本団体の「再審査申請」の申請対象は、業種の追加のみとなるが、事業者が申請する際に、申請事由に格付けの更新も含まれると誤解する可能性がある。「再審査申請」に業種の追加を含むとすると、各団体で申請事由が異なり、事業者にとってわかりづらくなるおそれがある。

（変更申請の申請事由について）

- 事業者が「再審査申請」の入力を行う際、例えば「変更申請」すべき代表者情報の変更を失念していたため「再審査申請」の中で合わせて変更したいというニーズがあると思われる。このような場合も、事業者においては、「変更申請」を行ったうえで「再審査申請」を実施する必要があるものと認識しているが、「再審査申請」の受付期間内に「変更申請」が受理され、システム上に反映された後で、「再審査申請」を行うための時間的余裕が確保できるのかについては、留意すべきと考える。
- ご認識のとおり、「変更申請」の受理後、「再審査申請」を実施する対応を想定している。ご指摘を踏まえ、「変更申請」が即時に反映されるかという観点も含め、システム面及び審査体制の双方において検討が必要であると認識した。

➤ 変更申請等の申請受付期間及び認定期間について

- 本団体では、システム処理等の都合上、格付けを行わない物品・役務等の営業品目についても即日の追加・変更を行っておらず、建設工事等の格付けを行う業種と同一のスケジュールで認定している。
- 本団体では、資格の確認等が不要な物品・役務等の営業品目の変更について、おおよそ即日で変更を受理する運用としている。そのため、仮に物品・役務等の営業品目の変更を、「再審査申請」で受け付けることで認定に時間を要するならば、これまでであれば即日名簿に登録できていた事業者が、今後は即日登録できなくなる可能性がある。この

ような事態を避けるため、営業品目の変更については、事由発生の都度受け付ける「変更申請」とするか、あるいは「再審査申請」であっても「変更申請」と同程度の手続きレベルで審査し、随時受け付け可能なシステムとしていただきたい。

- 「変更申請」についてはリアルタイムで、「再審査申請」については各団体の任意のタイミングで、認定が出せる認識でよい。また、「再審査申請」の申請から認定までの期間について、例えば数日単位で設ける団体や半月～1か月で設けるような団体等、各団体の裁量によって設定できるという認識でよい。
- 「変更申請」については、どちらかといえばリアルタイムで変更が反映される体制を、「再審査申請」については、各自治体の任意による一定の受付期間及び認定のタイミングを設けることを想定している。なお、「再審査申請」については、まず有効期間中の等級変動を認めるかということ自体が任意であり、どのタイミングで参加名簿の等級を変更するか、また、等級のグルーピングを変更するかといった判断は、各自治体の裁量に委ねられるものと考えている。

➤ 更新申請の運用について

- 前期の資格を持たない事業者が新たに申請を行う場合は、「新規申請」になるのか。本団体では、名簿のアカウントが氾濫するのを防いだり、過去の実績を紐づけたりするため、システムの都合上、前期の資格を持たない場合でも、過去に資格を取得したことのある事業者については、「更新申請」で対応している。
- ご質問の場合は、「新規申請」になると想定している。
- 本団体の建設工事等の資格に関しては、有効期限満了に伴う資格継続のための申請種別は設けておらず、名簿が更新される際は、全て「新規申請」として取り扱う運用としている。
- 本団体の物品・役務等の資格に関しては、資格者をIDとパスワードで管理しており、過去のIDとパスワードを記憶している場合は、その情報をもとに業者番号を引き継ぐことができる運用としている。
- 本団体では、入札参加資格情報が契約管理や財務会計、口座登録などのシステムと連携しており、事業者のプライマリーキー等が変更されると、紐づけ作業に大きな負担が生じる。そのため、前期に資格を持たないものの、過去に資格を取得していた事業者を受け付ける場合、申請種別は「新規申請」として差し支えないが、内部管理コード等を

参照できる仕組みを検討いただきたい。

➤ 各申請種別の設定の有無について

- 各自治体の任意の判断で、「再審査申請」を設けないことは可能か。また、資料２ P15 申請フローのイメージ上の申請メニュー「再審査申請」を設けないとした場合でも、「合併等の組織変更に伴う申請」における「再審査申請」は設定することは可能か。
- いずれも可能であると想定している。

➤ その他

- どの項目をどの団体がどの程度採用しているのか等のこれまでの全国調査の取りまとめ結果について、一定の方向性が固まった際には、今後想定される要綱改正や事務処理の見直しの参考とするため、共有いただきたい。
- 少なくとも全国的な方向性として示すことのできる内容については、HPにて公表しているが、事務処理の見直しに資する有益な情報の内容については、具体的にどのようなものを念頭に置かれているのか、別途相談させていただきたい。
- 特に資料２の関係について、いろいろとご意見をいただいたので、事務局で再度整理をさせていただきたい。